

第十三回 参議院運輸委員會會議録第二十五号

昭和二十七年五月二十九日(木曜日)午後一時五十分開会

委員の異動

五月二十六日委員江田三郎君辞任につき、その補欠として椿繁夫君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 山縣 勝見君
理事 岡田 信次君

委員

仁田 竹一君
小野 哲君
高木 正夫君
小酒井義男君
齋 武雄君

委員外議員

深川榮左エ門君
石村 幸作君

衆議院議員

坪内 八郎君

政府委員

運輸大臣官 間嶋大治郎君
房親光部長 甘利 昂一君
運輸省船舶局長 細田 吉藏君
運輸省鉄道監督 局国有鉄道部長 岡本 忠雄君
事務局側 常任委員 古谷 善亮君
常任委員 岡本 忠雄君
常任委員 岡本 忠雄君
常任委員 岡本 忠雄君

法制局側

参事第三部 岡崎 庄盛君
第二課長

本日の會議に付した事件

○造船法の一部を改正する法律案(衆議院送付)

○旅行あつ旋業法案(衆議院送付)

○委員長(山縣勝見君) これより運輸委員會を開会いたします。

發議者坪内八郎君より提案理由の御説明をお願いいたします。

先ず造船法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○衆議院議員(坪内八郎君) 只今上程されました造船法の一部を改正する法律案につきまして、提案者を代表して提案理由を説明いたします。

今日、我が国造船業は戦争によつて崩壊した商船隊の再建に、或いは輸出船の建造による外貨の獲得に目覚まし、業績を挙げているが、我が国造船業の今日の地位はひとりで戦後における造船業者の努力のみでなく、明治中期以来永年に亘つて造船業を培養して来た造船奨励法、製鉄奨励法、関稅定率法等による国家的保護政策も又あらずかつて力があつたのであります。このように国家が造船業に保護を加えて来たことは、この事業が海運業との関係において、又関連諸産業との関連においてもその消長が重大な国家的関心事であつたからであります。而も造船業に對するこのような国家的関心は今なお減少せざるのみならず、いよ／＼その重きを加えていると言わなければならぬのであります。即ち現在造船業は日本の存立に欠くことのできない商

船隊船腹の供給者であるばかりでなく、二百余種に上る広汎な関連産業に開關される一大総合工業であり、造船所の所在する地方においてその経営が地方民生に重大な影響力を持つてゐることは、すでに数々の実例が示すところであり、又その経営の適否が金融界全般に著しい影響をもたらす点でも輕視できないのであります。

然るに今次戦争後におきましては、事情かくのごとき造船業に對しては、も財政事情その他の理由から何らの財政的保護政策が行われていないのであります。そして今後といへども造船業に對する財政保護政策の実施については並々ならぬ困難が横たわつてゐると思はれるのであります。一方諸外国を見ますと、米、英、仏等の主要海運國は勿論、イタリ、ドイツ、ベルギー、北歐諸國におきましてもそれ／＼建造補助金の交付、造船融資或いは各種の免稅等の措置が講ぜられております。

このように極めて不均衡な事情にありながら講和発効後は、日本における造船業の経営は国内的にも何らの制限なしに解放されることとなるのであります。そして、その結果我が造船業界に收拾することのできない混乱の惹起することとも十分予想せられるのであります。

右のような観点から、この際消極的ではあるが、財政事情その他の事情に拘束せられずになし得るせめてもの方策として、我が造船業に混乱を招来するような資本投下、特に何らの制約なしに國際資本が流入することを防止

し、國民經濟的なる角度からその能力施設に適切な調整を行ひ得る措置を講じて置く必要を痛感するのであります。

次に、改正案の内容を簡単に御説明いたします。現在の造船施設の届出制を許可制に改め、なお施設の譲受及び借受についても許可を要するものとしております。ただその対象たる施設は、現行法では總トン数百トン以上又は長さ二十五メートル以上の鋼船の造船施設であつたのでありますが、本改正案ではこの範圍を縮小し、總トン数五百トン又は長さ五十メートル以上の鋼船の造船施設に限定いたしました。

この法律案の立法精神は飽くまで先に述べたごとく我が国造船業の健全な運営を目的とするいわば一種の保護手段であります。従つて我が国造船業者の企業の創意及び自主的の運営を阻む趣旨のものではなく、その運用についても経営上の必要に基いてなそうとする止むを得ない施設の整備、改善を阻止する結果とならないよう厳に留意すべきものであります。又対象となる施設の範圍も船台、ドックその他若干のもの、法改正の趣旨を徹底するために必要最小限度に止め、且つ設備改善又は技術導入の促進を阻害することのないよう許可の対象を限定して行くことが必要と思はれるのであります。

最後に現在の日本の造船能力の實情を具体的に概観し、無秩序な資本投下の不可なることを明らかにしたいと思います。

現在の造船能力は各造船所の雇用量をベースとする能力で算定すれば、外

航船建造については五十八万総トンと推定され、ストライク報告による算定能力も五十七万八千総トンとなつております。従つて我が国の外航船建造能力は平常の状態において五十八万総トン程度と判定して差支えないと思はれます。これに對して建造量の見通しは大体年間五十万総トンであり、現状では大体バランスがとれております。最も今後の國際情勢如何では需要の増加も考えられますが、民業に轉換する旧工廠等の合理的な生存をも圖らねばならず、需給のバランスをとつて行くことはなか／＼困難であります。従つて外資導入が日本經濟全般の復興と發展を促進する契機となることを確信しておりますが、我が国造船業の健全な発展を促進し、日本經濟の自立化に貢献するよう調整されることは是非とも必要であると思はれるのであります。

以上がこの法律案を提出する理由であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速かに御可決あらんことを望みます。

○委員長(山縣勝見君) お略りをいたしますが、本日は提案理由の御説明のみにとどめて、大綱説明その他説明は次回に譲りたいと思はれます。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶものあり〕
○委員長(山縣勝見君) 御異議ないと認めます。
○委員長(山縣勝見君) それでは次に

旅行あつた旋業法案を議題といたしま
す。御質疑のおありのかたは御質疑を
お願いいたします。

○小酒井義男君 従来こうした法律が
ないためにどういふような弊害が起つ
ておるか、一つ御説明をお願いしたい。

○委員外議員(石村幸作君) 提案理由
にも説明申し上げました通り、こうい
ふ法律がなかつたために、現在国内的に
どのくらい程度の業者が、どういふ
状態で営業しているかというものを大
体把握することができない。それから
同時にこの業者が、御承知の通り立派
な業者を初めとして、カバン一つを持
つて疎な事務所もなく、従つて広く信
用等も欠けているというふうな頗る貧
弱な業者も混つてゐる。そしてこう
いふ業者の中には特に頗る悪徳な業者
も非常に多かつた。こういう事実は今
まで相当あつたのでありまして、その
ためにこの被害をこうむるもの、例え
ば最も甚だしいのは、学校の修学旅行
の団体、又例えばこれは修学旅行の団
体が全部の企画、案内、斡旋等を業者
に頼んだ。そして金を全部預けてあ
る。その金を持逃げをしたとか、交通
業や旅館等に払わずに空小切手を置い
て行つたとか、まあそういう例が相当
あるのであります。まあそんなところ
でこれは業者、つまり斡旋業者から
も、まじめな斡旋業者からも、こうい
ふ法律を是非出してもらいたいという
希望があり、又被業者の立場と言いま
すか、旅行者及び旅館とか、交通業と
か、こういうふうな面からも盛んにこ
ういふ法律を作つてもらいたいといふ
ような声が非常にあつた。まあそうい
ふ意味で今度この法律を作つたので
あります。こういうふうなわけであり

ます。

○小酒井義男君 政府のほうで従来こ
うした斡旋業者の監督取締というよう
なことは全然やられておらなかつたの
か、どうか。

○政府委員(岡崎大治郎君) 従来政府
といたしまして、運輸省としては観
光事業を主管しております関係上、
旅行斡旋業というものに対しては
重大な関心は持つておつたのでござい
ます。併し法的にはこれを取締る根拠
は全然ございませんので、或る程度の
行政指導というふうな方法でやつてお
つたに過ぎないのであります。その
方法といたしましては、甚だ微温的で
はありますが、例えばそういう悪徳
業者者に引つかりかからないように、利用者
側、例えば学校側によく注意するため
に、交通公社等を主催せしめまして、
関係者を集めて、そしてその実態をよ
くお話をし、又旅行斡旋業の内容とい
うようなものをよく周知してもらいま
して、変な悪徳の旅行業者に引つかか
らないようにする、そういうふうな方
法も一つであります。それから又これ
は国鉄で戦前にもやりましたことであ
りますし、又戦後にも或る程度実施して
おりますが、国鉄を利用する旅行斡旋
業者に対しましては運賃割戻の制度とい
うものがございまして、これに対し
まして、国鉄は戦前におきましても、
又戦後におきましても認定の制度をと
つておるのであります。国鉄としては
やはりしつかりした基礎の堅い旅行斡
旋業者が、又立派な旅行斡旋をするよ
うにというふうな見地から、そういう
た制度をとつておるのであります。が、
これも運用次第では旅行斡旋業の健全
な発展には非常に役立つのではないか

と思つてありますが、尤も現在やつ
ております国鉄の割戻しの制度自体
が必らずしも全面的に肯定すべきもの
だとも思いませんが、いづれにしろ、
そういう方法をうまく善用さえすれ
ば、まあ或る程度の業界の発展とい
うことには役立つのではないかと考へて
おるのであります。それから三年はか
り前から運輸省といたしましては、交
通事情が非常によくなりましたから、
修学旅行等が非常に盛んになりま
した。その半面非常に多くの弊害が生
じておるといふことも承知いたしてお
りましたので、全国の都道府県、陸海
運局その他を動員いたしまして、旅行
斡旋業者の実態調査というふうなもの
を実施いたしましたのであります。そして
その結果をいろいろの形で発表いたし
まして、関係者の認識を深めさせると
いふふうな方法もつたことがござい
ますが、いづれにしましても、法的基
礎がございせんので、今申しました
ような甚だ微温的な指導的な措置しか
とれなかつたのであります。この結果
最近におきましては、先ほど石村議員
からお話がありましたように、業界に
おいても、或いは又実態を調査いたしま
しても、或いは又実態を調査いたしま
した都道府県等からも、何らかの法的
措置によりまして、業界の健全なる発
展を図る方策をとつてもらいたいとい
うふうな意見が参つておつたような次
第でございまして。

○田村竹一君 法案の第二條第一号と
二号の字句の配置はいろいろとまあ違
うのですけれども、内容は余り違つて
おらないのではないと思ひますが、
強いて申しますならば、最後のほう
に「その他旅行に関するサービス」を提

供する」という文字が入つておるわけ
なんです。この一号と二号と三号と
の相違、特にサービスというものは非
常に範囲が広いと思ひますが、具体的
に申しますと、一体どういふふうな
意味合の場合が第一号と二号と三号と
ですか、一応お聞かせ願ひたいと思
ひます。

○委員外議員(石村幸作君) 第一号
は、この斡旋と申しますのは、予約旅
行者の依頼を受けて、予約、例えば部
屋をとる、まあそういうふうな斡旋で
あります。それから二号に言ひますの
は、これは一口に言へば団体旅行の募
集とか、これを依頼を受けて団体旅行
を引受ける、こういうので、サービス
というものは例えば旅行先の休み所を探
して、それを世話するとか、又は神社
仏閣の参拜の手続の面倒を見るとか、
それから又案内するとか、こういう一
般的なものもサービスの意味する
のであります。

○田村竹一君 どうでもいふような
のですが、団体という文字はどつから
も見出せませんので、ちよつと解釈に
苦しみますが、そうすれば、サービス
を提供するといふことは対価を持たな
いものサービス、こういうふうな解
釈していいわけですか。

○法制局参事(岡崎大治郎君) 只今の御
質問にございまして第二條の一号と
二号の違ひにございまして、実態的に
は先ほど石村先生から御説明がござい
ましたように、第一号の場合は旅行の
手配をしたり、旅行の施設を利用する
ことを予約する、旅館の予約をする
といふような場合でございまして、第
二号の場合は主として団体旅行の請負を
する場合を言つておるわけなのであり

ます。なおこれをもう少し詳しく申上
げますと、第一号の場合は、第三号の
場合におきましても利用するというの
は書いてございまして、第一号の場
合も利用について対価を得て斡旋する
といふふうなありまして、第一号の場
合に利用する主体はこれは旅行者が直
接利用する場合でございまして、第三
号の場合は、利用するのはこれは斡旋業
者が直接利用する。で、旅行者は斡旋
業者を通じてそのサービスを受ける
といふことになつておるわけでありま
す。斡旋とサービスの提供といふのは
どういふふうな違ひかと申しますと、
旅行あつた旋業法の第二條の最初に、
「旅行あつた旋」とは、「」といふふう
に書いてございまして、この場合旅行
と申しますのは、これは一号、二号、
三号全部含めまして、広い意味で
ございまして、これは仲立又は取次とい
う行為を言うわけでありまして、サー
ビスの提供と申しますと、旅行に関
するサービスの提供といふものがあつ
て来るわけでありまして、斡旋する行
為もサービスを提供する中に入つて参
ります。労務の請負とか、労務を提供
するといふことがサービスの提供でござ
いまして、サービスの提供といふ中
には斡旋も入りますけれども、前の三
号でサービスの提供と申しますのは、
結局運送機関、若しくは宿泊施設を利
用して旅行者を運送し、若しくは宿泊
させて、それに附随してその他の旅行
に対するサービスを提供するといふこ
とでございまして、結局斡旋業者が
団体募集をしますと、自分で一人当り

ます。

○小酒井義男君 政府のほうで従来こ
うした斡旋業者の監督取締というよう
なことは全然やられておらなかつたの
か、どうか。

○政府委員(岡崎大治郎君) 従来政府
といたしまして、運輸省としては観
光事業を主管しております関係上、
旅行斡旋業というものに対しては
重大な関心は持つておつたのでござい
ます。併し法的にはこれを取締る根拠
は全然ございませんので、或る程度の
行政指導というふうな方法でやつてお
つたに過ぎないのであります。その
方法といたしましては、甚だ微温的で
はありますが、例えばそういう悪徳
業者者に引つかりかからないように、利用者
側、例えば学校側によく注意するため
に、交通公社等を主催せしめまして、
関係者を集めて、そしてその実態をよ
くお話をし、又旅行斡旋業の内容とい
うようなものをよく周知してもらいま
して、変な悪徳の旅行業者に引つかか
らないようにする、そういうふうな方
法も一つであります。それから又これ
は国鉄で戦前にもやりましたことであ
りますし、又戦後にも或る程度実施して
おりますが、国鉄を利用する旅行斡旋
業者に対しましては運賃割戻の制度とい
うものがございまして、これに対し
まして、国鉄は戦前におきましても、
又戦後におきましても認定の制度をと
つておるのであります。国鉄としては
やはりしつかりした基礎の堅い旅行斡
旋業者が、又立派な旅行斡旋をするよ
うにというふうな見地から、そういう
た制度をとつておるのであります。が、
これも運用次第では旅行斡旋業の健全
な発展には非常に役立つのではないか

と思つてありますが、尤も現在やつ
ております国鉄の割戻しの制度自体
が必らずしも全面的に肯定すべきもの
だとも思いませんが、いづれにしろ、
そういう方法をうまく善用さえすれ
ば、まあ或る程度の業界の発展とい
うことには役立つのではないかと考へて
おるのであります。それから三年はか
り前から運輸省といたしましては、交
通事情が非常によくなりましたから、
修学旅行等が非常に盛んになりま
した。その半面非常に多くの弊害が生
じておるといふことも承知いたしてお
りましたので、全国の都道府県、陸海
運局その他を動員いたしまして、旅行
斡旋業者の実態調査というふうなもの
を実施いたしましたのであります。そして
その結果をいろいろの形で発表いたし
まして、関係者の認識を深めさせると
いふふうな方法もつたことがござい
ますが、いづれにしましても、法的基
礎がございせんので、今申しました
ような甚だ微温的な指導的な措置しか
とれなかつたのであります。この結果
最近におきましては、先ほど石村議員
からお話がありましたように、業界に
おいても、或いは又実態を調査いたしま
しても、或いは又実態を調査いたしま
した都道府県等からも、何らかの法的
措置によりまして、業界の健全なる発
展を図る方策をとつてもらいたいとい
うふうな意見が参つておつたような次
第でございまして。

○田村竹一君 法案の第二條第一号と
二号の字句の配置はいろいろとまあ違
うのですけれども、内容は余り違つて
おらないのではないと思ひますが、
強いて申しますならば、最後のほう
に「その他旅行に関するサービス」を提

供する」という文字が入つておるわけ
なんです。この一号と二号と三号と
の相違、特にサービスというものは非
常に範囲が広いと思ひますが、具体的
に申しますと、一体どういふふうな
意味合の場合が第一号と二号と三号と
ですか、一応お聞かせ願ひたいと思
ひます。

○委員外議員(石村幸作君) 第一号
は、この斡旋と申しますのは、予約旅
行者の依頼を受けて、予約、例えば部
屋をとる、まあそういうふうな斡旋で
あります。それから二号に言ひますの
は、これは一口に言へば団体旅行の募
集とか、これを依頼を受けて団体旅行
を引受ける、こういうので、サービス
というものは例えば旅行先の休み所を探
して、それを世話するとか、又は神社
仏閣の参拜の手続の面倒を見るとか、
それから又案内するとか、こういう一
般的なものもサービスの意味する
のであります。

○田村竹一君 どうでもいふような
のですが、団体という文字はどつから
も見出せませんので、ちよつと解釈に
苦しみますが、そうすれば、サービス
を提供するといふことは対価を持たな
いものサービス、こういうふうな解
釈していいわけですか。

○法制局参事(岡崎大治郎君) 只今の御
質問にございまして第二條の一号と
二号の違ひにございまして、実態的に
は先ほど石村先生から御説明がござい
ましたように、第一号の場合は旅行の
手配をしたり、旅行の施設を利用する
ことを予約する、旅館の予約をする
といふような場合でございまして、第
二号の場合は主として団体旅行の請負を
する場合を言つておるわけなのであり

幾らという金をもらいまして、それによつて運賃も船旋業者が払いますし、宿泊料も船旋業者が払う、その他のサービスというわけなんです。

○委員長(山縣勝見君) その他に御質疑ございませんか。

○岡田信次君 こういう法律ができて、いい旅行船旋業者ができれば、これを一般国民に周知せしめる、徹底せしめるという何か方法について、どういふふうに当局はお考えですか。

○政府委員(岡嶋大治郎君) 若しこの法律が国会を通過いたしましたら、相成りましたら、勿論この法律の目的としております旅行船旋業者の健全な発達のためには、旅行船旋業者、この対象となります旅行船旋業者はもとより、業者側に対しましては十分周知の方法を講じなければならぬと思つております。殊に一応政府登録といふふうなことになるかと、そういう名前を盛んに旅行船旋業者が振廻すといふふうなことも予想せられるわけでありまして、勿論過去において一応不正がなかつたかどうかというところは調べて、不正がなかつたかどうかというところを、確認した上で登録することに相成るわけでありまして、併しその政府登録ということが、一〇〇パーセント利用者が信頼できるということの証明には必ずしもならないわけである。この点は特に十分利用者側に認識していただく必要があると思つております。その方法といたしまして、我々といひましては、先ず対象となります旅行船旋業者に対しましては、その団体業者の団体なり、その他の機関を通じまして、法案の内容につきまして十分納得の行くような説明をいたし、又はこ

の解説といふふうなものを作りまして配付する。又これを利用者側に対しては、特に学校方面に對しましては、この内容をよく説明いたし、又法律の内容のみならず、旅行船旋の実体といふものをよく認識してもらつたに適當なる方法で内容の説明といふふうなことも是非いたしたいと思つております次第であります。又これを実施いたします場合には、権限の一部を地方の都道府県或いは陸海運局に委任いたすことに相成るわけでありまして、こゝにいつた委任を受けた行政官庁につきましては、この法律の実施に遺憾のないように関係者全部に對しまして、よく納得が行き、又法律の趣旨を誤まらぬように、十分適正な運用ができるように説明等をいたすつもりであります。

○岡田信次君 もう一つお伺いしますが、もぐりの旅行船旋業者が横行する心配はありませんか。若しありとすれば、その取締りの方法を伺いたい。

○政府委員(岡嶋大治郎君) この法律が若し通過いたしましたら、政府の登録を受けないで営業いたしました場合には、この法律の罰の適用を受けまして、それはもぐりの業者といふことに相成るわけでありまして、これをどういふふうにして把握するかということでございますが、勿論役所の側でこれを一々把握するといふことは非常に困難であらうとは思つておりますが、併し幸い業界におかれましては、この法律運用に關しては十分な関心を持つておられる、そういうふうな方面の御協力も得まして、そういうもぐりの業者が跋扈しているといふふうな実情でございますれば十分連絡を願つて、そ

して我々といひましては、これを實施いたしますに際して権限を委任する地方機関等を動員いたしまして、もぐり業者といふふうなものが出ないよ様に十分取締りして行くつもりでございます。

○委員長(山縣勝見君) そのほか御質疑ございませんか。質疑がないようでしたら、なお本件に對しましては質疑を次回にも続行、他に御質疑のありの委員もおられるようでありまして、次回に譲つて、本件につきましては、審議は本日はこの程度でとどめたいと思つております。よろしくごさいませう。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(山縣勝見君) それでは次に請願陳情に移ります。速記を止め

午後二時三十三分速記中止
午後四時一分速記開始
○委員長(山縣勝見君) 速記を始めて下さい。本日はこれにて散會いたします。

午後四時二分散會
五月二十七日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、造船法の一部を改正する法律案(衆)

造船法の一部を改正する法律案
造船法(昭和二十五年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第二條及び第三條を次のように改める。

(施設の施設等の許可等)
第二條 總トン数五百トン以上又は長さ五十メートル以上の鋼製の船舶の製造又は修繕をすることができ

る造船台、ドック又は引揚船台を備える船舶の製造又は修繕の施設を新設し、譲り受け、若しくは借り受けようとする者は、省令の定める手続に従ひ、運輸大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者は、その許可に係る工事を完了し、又は譲受若しくは借受による引渡を完了したときは、その日から一箇月以内、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

(設備の新設等の許可等)
第三條 前條の施設を所有し、又は借り受けている者が、当該施設において、船舶の製造又は修繕に必要な造船台、ドック、引揚船台等の設備であつて省令で定めるものを新設し、増設し、又は拡張しようとするときは、省令の定める手続に従ひ、運輸大臣の許可を受けなければならない。

2 前條第二項の規定は、前項の許可を受けた者に準用する。
第三條の次に次の一條を加える。
(許可の基準)

第三條の二 運輸大臣は、左の各号に掲げる基準に適合する申請があつたときは、第二條又は前條の許可をしなければならぬ。

一 当該施設を新設し、又は当該設備を新設し、増設し、若しくは拡張することによつて日本経済として適正な造船能力をこえることとならぬこと。

二 当該施設を新設し、譲り受け、若しくは借り受け、又は当該設備を新設し、増設し、若しくは拡張することによつて、当該造船事業の経営が我が国における造船事業の健全な発達を阻害するような競争をひき起す虞がないこと。

三 当該施設を新設し、譲り受け、若しくは借り受け、又は当該設備を新設し、増設し、若しくは拡張しようとする者の技術的及び経理的基礎が確実であること。

第十二條を次のように改める。
(罰則)

第十二條 第二條第一項又は第三條第一項の規定に違反した者は、六月以下の懲役若しくは十萬圓以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十二條の二 左の各号の一に該当する者は、三萬圓以下の罰金に処する。

一 第二條第二項(第三條第二項において準用する場合を含む)、第六條又は第十一條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第十三條中「前條を前二條に、」
「同條」を「各本條」に改める。

附則
1 この法律施行の期日は、公布の日から起算して六十日を超えない期間内において、政令で定める。
2 この法律施行の際現に改正前の

造船法第二條第一項又は同法第三條第一項の規定により届出をして、その工事に着手している者は、改正後の同法第二條第一項又は同法第三條第一項の規定の適用については、この法律施行の日においてそれぞれの規定による許可を受けた者とみなす。

3 この法律施行の際現に改正前の造船法第二條第一項又は同法第三條第一項の規定による届出に係る工事であつて改正後の同法第二條第一項又は同法第三條第一項の施設又は設備に係るものを完了して、その工事の完了の届出をしていない者については、改正前の同法第二條第二項及び同法第三條第二項の規定は、この法律施行後もなおその効力を有する。

4 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。